

指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
日本道路株式会社 中部支店	東京都	平成28年3月10日から平成28年6月9日(3か月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第2第6号(独占禁止法違反行為)	当該業者は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、平成28年2月29日、東北支店支店長が公正取引委員会から刑事告発された。 このため、契約の相手方として不相当であると判断し、指名停止を行う。

(参考)

工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領 別表第2 第6号

指名停止要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 愛知県、岐阜県及び三重県の区域外の他の公共機関の発注工事等関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内